

国民健康保険税条例の一部改正などを議決

6月定例会

議案

6月市議会定例会は、6月14日から6月26日までの13日間の会期で開き、議案11件、意見書案3件を審議しました。国民健康保険税条例の一部改正など、主な内容をお知らせします。

条例の改正

●市税条例の一部改正

(第42号議案)

地方税法の改正に伴い、バイオマス発電設備のうち、木竹に由来するバイオマス又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものについて、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間は、固定資産税の課税標準を7分の6とする特例措置を導入します。

また、都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が、一定の一体型滞在快適性等向上事業により整備した一定の滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産について、当該滞在快適性等向上施設等に係る工事の完了日が属する年の翌年1月1日を賦課期日とする年度から5年度間は、固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1とする特例措置を導入します。

●総務委員会での主な質疑
問 木竹に由来するバイオ

マス・農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスとは、具体的にどのようなものがあるか。

答 製材の端材、パームヤシ殻、パームトランク（油ヤシの古木）などが該当します。

問 現在、市内で該当する施設はあるか。

答 市内では、この特例措置に該当する施設はありません。

●水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正

(第43号議案)

水道法施行令等の改正に伴い、布設工事監督者の資格要件について改正を行います。

技術上の実務に従事した経験について、現行では水道に関する実務経験のみを対象としていますが、工業用水道、下水道、道路又は河川に関する実務経験も対象とします。また水道技術管理者の資格要件については、土木工学科又はこれに

相当する課程において衛生工学又は水道工学を履修することにより、必要とする

技術上の実務経験年数を短縮できる規定を廃止し、土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道に関する

技術上の実務に従事した経験を有するものを加えます。

●経済委員会での主な質疑

問 今回の改正の意図するところは何か。

答 今回の改正では、布設工事監督者の資格要件が緩和されました。既存の資格要件に加えて、機械工学科や電気工学科などを卒業した人でも資格を有することが可能となりました。

また、実務経験において、既存の実務対象に加えて、工業用水道や下水道等に

に従事した経験年数も含めることが可能となりました。

布設工事監督者、水道技術管理者ともに、土木施工管理技士1級の合格者で3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する人にも、資格が認められるようになりました。

問 この改正により、市民生活に影響があるか。

答 市民生活への影響については、今回の改正で水道事業の運営が困難となることはありませので、市民のみならず日々の生活にも影響はありません。

■6月定例会の日程

14日	本会議 〔会期の決定、諸般の報告、議案説明、質疑、討論、採決、一般質問など〕
17日	本会議〔一般質問〕
18日	本会議〔一般質問〕
19日	総務委員会
20日	経済委員会
21日	文教委員会
25日	議会運営委員会
26日	本会議 〔委員長報告、質疑、討論、採決など〕